解散命令公告

和歌山県公告

下記に掲げる組合は、その代表権を有する者の所在が知れないので、中小企業等協同組合法第106条第３項の規定に基づき、解散命令の要旨を下記のとおり公告する。

令和８年３月５日

和歌山県知事　宮﨑　　泉

記

命令の要旨

中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。

名称及び主たる事務所の所在地

岩出食肉協同組合

和歌山県岩出市曽屋456番地の３

教示

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、和歌山県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、和歌山県を被告（訴訟において被告を代表する者は和歌山県知事となります。）として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月五日

北海道虻田郡ニセコ町字富川二三四番地五

ＧＬＲ　ＰＲＯＪＥＣＴＳ株式会社

代表清算人　ラッファート・ジェラルド・ローレンス

解散公告

当社は、令和八年二月十六日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月五日

札幌市中央区南十二条西一丁目二番二〇一二〇六号

合同会社サクラシールドシステム

清算人　西村　　栄

解散公告

当社は、令和八年二月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月五日

北海道留萌市錦町四丁目二番二三号

有限会社寺西商店

清算人　寺西　雪絵

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月五日

仙台市青葉区木町通二丁目一番四二一一一〇号

アルファコンサルタント株式会社

代表清算人　佐藤邦夫